

笠岡市
教育情報セキュリティ基本方針

令和 8 年 5 月 1 日策定
笠岡市教育委員会

笠岡市教育情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、笠岡市教育委員会及び笠岡市立小学校・中学校（以下「学校」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 教育情報セキュリティポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) ネットワーク
コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム
コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー
本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 機密性
情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう
- (7) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8)

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナ

ンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 基本方針の適用範囲は次のとおりとする。

(1) 行政機関等の範囲

基本方針が適用される本市の機関は、笠岡市教育委員会が設置する組織のうち本市が設置する学校の管理運営に係る事務を担う執行機関（以下「学校管理運営事務担当課」という。）、笠岡市立中学校及び小学校に関する条例（昭和39年笠岡市条例第37号）に規定する（以下「学校」という。）とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(職員等の遵守義務)

第5条 教育委員会事務局職員、教職員、非常勤及び臨時の教職員（以下「職員等」という。）及び委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市学校教育における情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する総括的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

情報資産の分類及び管理 学校管理運営事務担当課及び学校が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性の3つの観点から影響度を評

価し、4段階の重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を講じる。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点
を踏まえ、情報システム全体に対し、次の二段階の対策を講じる。

- ① 教職員が統合型校務支援システム等の利用を行う校務系ネットワークと、児童生徒の学習等で利用するインターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。
- ② インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の情報セキュリティ対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理
について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるととも
に、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正
アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、
業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシー
の運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュ
リティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時
対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ
要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリ
ティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措
置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係
る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメデ
ィアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信
できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責
任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は
必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善
を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシー
の見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを
行う。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 第6条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

(教育情報セキュリティポリシー等の公開)

第11条 教育情報セキュリティポリシー基本方針及び教育情報セキュリティポリシー対策基準は、原則公開とする。ただし、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより笠岡市の教育行政運営に支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

(懲戒処分)

第12条 情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分の対象とする。

(損害賠償)

第13条 本市は、情報セキュリティポリシーに違反した外部の者（委託事業者を含む。）に対して、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、損害賠償を求めることができる。